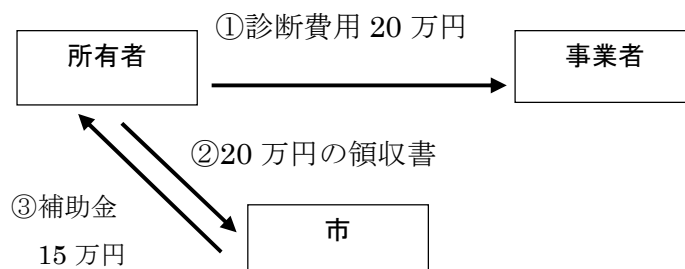


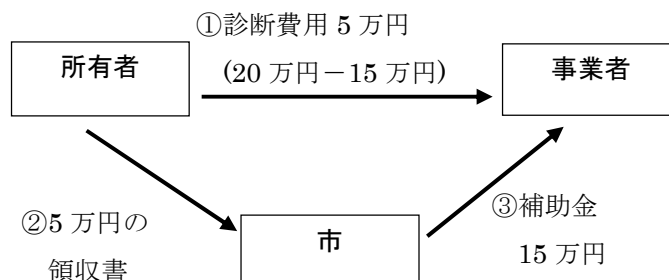
委任払いについて

委任払いとは、耐震診断費用の支払いの際に、小平市からの補助金を差し引いた額を診断機関に支払う制度です。委任払いを利用することで、所有者は診断費用と補助金の差額分のみ用意すれば良いため、当初の費用負担が軽減されます。委任払いを希望する方は、交付申請の際にお申し出ください。

通常の場合（例：診断費用 20 万円）



委任払いの場合（例：診断費用 20 万円）



注意事項

- ・診断機関は、一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部が行う場合のみ利用可能です。
- ・委任払いを利用するには、委任者（所有者）と受任者（診断機関）との合意が必要です。

必要書類

- ・委任状

【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市計画部 建築指導課（市役所 4 階）
〒187-8701 小平市小川町 2-1333
TEL 042-312-1145